

昭和七年

道路の改良

九月一日

第四十卷

第九號



## 言 頭 卷

第三次臨時帝國議會招集され今は盛に論議中であるが、主義政策の一致してゐない政民兩黨の支持する内閣の提案所謂時局匡救對策を奈邊に於て終決せしむるかは蓋し國民の見物である。積極主義をモットーとする政友會は、政府案を以て姑息なりとし、積極消極の中間に彷徨してゐる民政黨は我が黨の主張に合致するものとし、政友會出身閣僚の居る内閣の提案に一は反對し他は御用黨振りを發揮してゐるなぞ、到底政治の定論を以て評することの出来ない珍光景である。

併し今日の狀勢を以てするときは、農村振興の爲に計畫された土木事業豫算は通過すること確實と爲つた、蓋し農村現時の窮狀を知悉し、土木事業の起興に依つて地方産業上に及ぼす効果を知る者は何人も之に對して反對し得ない、否な反對することは自黨の不利益を齎すからである。眞に農村の窮狀を救濟せむとする良心ある政治家があるならば、政府提案の如きものを以て満足すべきではない、農業政策を根本的に改定し夫れに依つて更生を策すべきであるが、矢張り主張に根底なき既成政黨は政府に引きづられてゐる。吾人をして何が大政黨なるやを疑はしむる。

夫れは夫れとし豫算が成立すれば、小なりとは言へ全國的に土木事業が起興され、僅少にして言ふに足らずと雖農民に勞銀を潤すことゝ爲るのであるが、果して夫れが計畫通りに執行さるゝや否やが問題である。吾人は地方政黨の策動を排し農村振興の爲に必要とする事業が必要なるところに起興され、農民に渡つた勞銀が彼等をして更生の資に消費せしむるかを監視し、今回計畫された事業の成果を擧ぐると否とは我か土木事業界の手腕と彼等農民の行動とに俟つべきことを警告する。